

令和2年9月23日

令和2年
第4回野洲市議会定例会
発議書

野洲市議会

発議第2号

野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年9月23日

提出者 野洲市議会議員 東郷 克己

提出者 野洲市議会議員 田中 陽介

賛成者 野洲市議会議員 荒川 泰宏

賛成者 野洲市議会議員 津村 俊二

賛成者 野洲市議会議員 橋 俊明

賛成者 野洲市議会議員 山本 剛

野洲市議会傍聴規則の一部を改正する規則

野洲市議会傍聴規則（平成16年野洲市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第4条第1項、第6条第2項」を「第4条、第5条第1項、第7条第2項」に、「第7条第6号、第9条」を「第8条第5号ただし書、第9条ただし書、第11条」に、「第5条」を「第6条」に、「第7条第1号及び第7号」を「第8条第1号及び第6号」に改め、同条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

（写真、動画等の撮影及び録音等の禁止）

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7条第5号を次のように改める。

(5) 携帯電話その他の通信機器を使用しないこと。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（傍聴の手続）

第4条 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対して、所定の場所で自己の住所、氏名、連絡先の記載を求めることができる。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。